

放置自転車のリサイクルについて

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

法第5条第1項では、「地方自治体等に自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。」とした上で、第6条で「条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、その撤去した自転車等を保管しなければならない。」としている。

さらに、保管した場合には、その旨を公示することを規定した上で、法第6条第3項で「公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。」とし、併せて「買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。」と規定している。

また、所有権の帰属については、「公示の日から6月を経過してもなお保管した自転車等（売却した代金を含む。）を返還できないときは、所有権は市に帰属する」と定めている。

以上のように、条例により放置禁止区域を定め、禁止区域内に自転車等駐車場を設置した上で、一定の手続きのもとに放置自転車の売却や所有権を市に帰属させることは可能である。

《福生市の例》

条例により東福生駅以外の駅周辺のおおむね300メートルの区域を自転車等放置禁止区域に指定するとともに、区域内に有料（1日100円）の自転車駐車場7箇所（約4,500台分）を設置している。また、撤去保管料については、自転車1,000円、バイク2,000円である。